平成２１年（フ）第１４６２号
東京都府中市分梅町２丁目44番地の６プレアデス106
債務者　廖　恵利香
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６３号
東京都小金井市貫井北町３丁目９番６―302号バームハイツ松尾
債務者　宮田　晃司
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５３号
東京都杉並区高井戸東１丁目８番３号
債務者　安藤　美保
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７２号
熊本県天草市本渡町本戸馬場3628番地　ドミール・エラ102号
債務者　黒瀬ミツル（旧姓瀬戸口）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５７３号
青森市幸畑４丁目４番２号
債務者　小野周太郎
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
静岡県袋井市浅羽2677番地の１　ハイツ原Ｂ105号室、前住所北九州市若松区西園町３番13―203号
債務者　高松　優司
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
静岡県袋井市浅羽2677番地の１　ハイツ原Ｂ105号室、前住所北九州市若松区西園町３番13―203号
債務者　高松　秀司
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目５番５号、前住所静岡県浜松市中区成子町18番地の11　成子坂壱番街206号室
債務者　奥澤　久也
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９１３９号
大阪府豊中市西泉丘３丁目19番地の４―306号
債務者　大野　豊治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５４号
大阪市平野区平野南２丁目８番23号　コーポ中島３Ｃ
債務者　菊田　一夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０１号
大阪府高槻市奈佐原２丁目９番１―204号
債務者　大坪　美絵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６０号
大阪市都島区都島南通１丁目18番13号
債務者　望月　正樹
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３６３号
大阪府大東市朋来１丁目32番1003号
債務者　野村　京子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番24―803号
債務者　杉田　育子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２号
大阪市北区大淀北１丁目３番１―202号
債務者　牟田　千春
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部